

2021年9月21日

(同月24日一部修正)

各位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
問合せ先 総務部長 中野 実
(TEL : 03-3451-8591)

株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立てに関するお知らせ(2)

当社が、2021年8月30日開催の取締役会において決議いたしました第1回A新株予約権の無償割当て(以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。)について、当社株主であるアジア開発キャピタル株式会社(以下「アジア開発キャピタル」といいます。)が2021年9月17日に本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立て(以下「本申立て」といいます。)を行った旨の開示を行ったことにつき、同月18日付けプレスリリース「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしていたところですが、本日、以下のとおり、本申立てに係る申立書(以下「本申立書」といいます。)を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 差止め請求に至った経緯

当社が2021年8月30日付け「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当て及び株主意思確認を臨時株主総会において行うことに関するお知らせ」のとおり決定した本新株予約権の無償割当てに対し、下記当社株主が東京地方裁判所に本申立てを行い、当該裁判所から本申立書を受領いたしました。

2. 本申立てをした株主の概要

(1)	名称	アジア開発キャピタル株式会社
(2)	所在地	東京都中央区月島一丁目2番13号ワイズビルディング4F
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン
(4)	所有株式数(所有割合)	31,900株 (所有割合:0.36%)(2021年9月15日現在)(注)

(1)	名称	アジアインベストメントファンド株式会社
(2)	所在地	東京都中央区月島一丁目2番13号ワイズビルディング4F
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 アンセム ウォン シュウセン
(4)	所有株式数(所有割合)	3,418,200株

(注)「所有割合」とは、当社が2021年8月13日に公表した2022年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2021年6月30日現在の発行済株式総数(8,728,920株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(2,152株)を控除した株式数(8,726,768株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を切捨てて記載しております。

3. 本申立てがあった年月日

2021年9月17日

4. 本申立ての内容

(1) 本申立てがなされた場所

東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

本新株予約権の無償割当て

(3) 本申立ての理由

当社が、本新株予約権の無償割当てを行うことは、株主平等原則に違反するとの法令違反(会社法247条1号)及び著しく不公正な方法によるもの(同条2号)に該当するため。

5. 今後の見通し

当社としては、本新株予約権の無償割当ては、2021年8月6日付けで導入した当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づき、適法かつ公正に決定したものであるため、本申立てはまったく理由のないものであると考えております。また、**当社は、複数の著名な会社法学者の意見書を取得しており、裁判所においても、本新株予約権の無償割当ての適法性が認められるものと確信しております。**

アジア開発キャピタル及びその100%子会社であるアジアインベストメントファンド株式会社(以下「アジアインベストメントファンド」といい、アジアインベストメントファンド及びアジア開発キャピタルを併せて「アジアインベストメントファンドら」といいます。)は、当社株式を対象とする大量買集め行為(以下「本大量買集め」といいます。)を行っておりますが、アジアインベストメントファンドの提出に係る大量保有報告書の変更報告書上においては、当社株式の取得の目的を「支配権の取得」とする一方、**当社との面談時には、当社株式を取得した動機は株価が安いからであり、輪転機などの当社の事業についてはよく知らないと述べるなど、当社の事業内容には一切の関心も見聞もなく、真摯に当社につき合理的な経営を目指す意思がないことは明らか**です。また、当社からアジアインベストメントファンドらに対し、2021年9月10日付けで質問状(必要情報リスト)を送付したものの(詳細は、同日付け「9月10日付で当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した質問状(必要情報リスト)について」をご参照ください

い。)、アジアインベストメントファンドらは、今日に至るまでこれに一切回答しておらず、**当社株主の関心に誠実に応える姿勢も全く見られません**。アジア開発キャピタルは、2021年9月13日付で開示したプレスリリースにおいて、「本株主意思確認総会の開催予定日が2021年10月下旬でございますので、東京機械製作所の株主の皆様のご考慮期間も勘案して、遅くとも同月上旬までには回答・公表を行うことといたします」などと、あたかも当社株主のために十分な検討時間を確保したかのような説明を行っておりますが、そもそも当社から交付した質問状は、2021年8月6日付けで導入した当社株式の大規模買付行為等への対応方針の一環として、本来であればアジアインベストメントファンドらが**大規模買付行為等に先立って当社の取締役会に提出すべきものであり、それらの対応方針を一切遵守せずに当社の株式を買集めた挙句に、今になって「東京機械製作所の株主の皆様のご考慮期間も勘案」**するなど、言動不一致も甚だしいと言えます。アジアインベストメントファンドらが、本当に当社の株主の利益を尊重しているのであれば、質問状を受理次第すみやかに回答を行うことは当然のことと思われま

す。加えて、アジアインベストメントファンドらによる本大量買集めは、わが国のTOB規制の主要な柱を成すいわゆる3分の1ルール（ルール）のループホールを衝くものであって、**①本年6月9日に当社株式の買集めを開始してから市場内で当社株式を取得した営業日の実数ベースで20営業日（なお、法定の最短のTOB期間は20営業日です。）の間に株券等所有割合ベースで3分の1を超える34.32%にも相当する大量の当社株式（299万5,400株）を、②当社株式の大量買集めを本格的に開始してから30営業日（金融商品取引法上の期間延長請求権が行使された場合の法定の最短のTOB期間は30営業日です。）という短期間に株券等所有割合にして34.10%もの当社株式（297万5,900株）を、それぞれ取得するというTOB規制の趣旨からも大いに問題がある態様で買集めを行っており、極めて強圧性が強く、当社の株主の利益を損なう危険性が高いものです**。また、上記の大量買集めの本格的な開始から30営業日のうち、アジアインベストメントファンドらによる買付け株式数とその日の当社株式の出来高に占める割合（市場関与率）が4割から6割超に達している日が5営業日にも上るといっても明らかに異常であり、**本大量買集めについては、上記のTOB規制のみならず、金融商品取引法上の不公正取引規制への遵守状況にも疑念が生ずるものと言わざるをえません**。なお、アジアインベストメントファンドらが取引証券会社としてアジア開発キャピタルの子会社であるワンアジア証券株式会社（以下「ワンアジア証券」といいます。）を利用していることが、アジアインベストメントファンドの提出に係る大量保有報告書の変更報告書等から確認されているところ、ワンアジア証券がこのような極めて高い市場関与率に達する大量の当社株式の買付けの執行に関与していたとすれば、第一種金融商品取引業者である**ワンアジア証券の売買管理・売買審査体制にも重大な懸念がある**と言うほかありません。

このように、**本大量買集めは、当社の株主に対して非常に強い強圧性を及ぼすものであって、それ自体大きな問題があり、本大量買集めが当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益に照らして是認されるものか否かを、強圧性のない状態で（即ち、株主意思確認総会において）、当社の一般株主の熟慮に基づく判断に係らしめる必要性と緊急性は非常に高く、そのためには、本新株予約権の無償割当てを行うことが必要であり、十分な合理性を有するものである**と確信しております。

なお、今後の動向につきましては、適時開示その他の方法により、適時適切にお知らせする所存です。

以 上